

# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 9月 7日火曜日 第1590号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... 915

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要..... 918

町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）..... 919

付保義務の発生..... 920

付保義務の消滅..... 920

土地収用法に基づく事業の認定..... 920

道路の区域変更（県道西条久万線）..... 921

道路の供用開始（"）..... 921

道路の供用開始（県道丹原小松線）..... 921

道路の供用開始（県道波方環状線）..... 921

道路の区域変更（一般国道440号）..... 922

道路の供用開始（"）..... 922

道路の区域変更（県道長浜中村線）..... 922

道路の供用開始（"）..... 922

道路の区域変更（一般国道381号）..... 923

道路の供用開始（"）..... 923

道路の区域変更（県道宇和島城辺線）..... 923

道路の供用開始（"）..... 923

開発行為に関する工事の完了..... 923

## 告 示

### ○愛媛県告示第1868号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び今治市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年 9月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

日本食研株式会社  
今治市富田新港一丁目3番地  
代表取締役 大沢一彦

#### 2 事業場の名称及び所在地

日本食研株式会社食品研究工場・ハム研究工場  
今治市富田新港一丁目3番地

#### 3 特定施設に関する事項

##### (1) ニーダー（7基：No.1～No.7）

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第5号 八湯煮施設
特定施設の能力	1回当たり2,800キログラム処理
工事の着手予定年月日	平成18年5月1日から順次

工事の完成予定年月日	平成18年12月31日	
使用開始の予定年月日	完成後順次使用開始	
特定施設の使用時間間隔	断 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	有り（3～4月、7～8月、11～12月増加）	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 3.2～3.5 最大 3.0～3.2
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 3,000 最大 3,600
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1,000 最大 1,200
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 120
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 36 最大 44
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 7.2 最大 9.6	

##### (2) ニーダー（5基：No.8～No.12）

特定施設の種類	政令別表第1第5号 八湯煮施設	
特定施設の能力	1回当たり1,500キログラム処理	
工事の着手予定年月日	平成18年5月1日から順次	
工事の完成予定年月日	平成18年12月31日	
使用開始の予定年月日	完成後順次使用開始	
特定施設の使用時間間隔	断 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	有り（3～4月、7～8月、11～12月増加）	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 3.2～3.5 最大 3.0～3.2

る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 3,000 最大 3,600
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1,000 最大 1,200
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 100 最大 120
	りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 36 最大 44
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 9.0 最大 10.8

(3) ニーダー(8基:No.13~No.20)

特定施設の種 類	政令別表第1第5号 八湯煮施設	
特定施設の能 力	1回当たり1,000キログラム処理	
工事の着手予 定年月日	平成18年5月1日から順次	
工事の完成予 定年月日	平成18年12月31日	
使用開始の予 定年月日	完成後順次使用開始	
特定施設の使 用時間間隔	断 続	
特定施設の1 日当たりの使 用時間	8時間	
特定施設の使 用の季節的変 動の概要	有り(3~4月、7~8月、11~12月 増加)	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 3.2~3.5 最大 3.0~3.2
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 3,000 最大 3,600
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1,000 最大 1,200
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 100 最大 120
	りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 36 最大 44
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 5.6 最大 7.0

(4) ニーダー(6基:No.21~No.26)

特定施設の種 類	政令別表第1第5号 八湯煮施設	
特定施設の能 力	1回当たり800キログラム処理	

工事の着手予 定年月日	平成18年5月1日から順次	
工事の完成予 定年月日	平成18年12月31日	
使用開始の予 定年月日	完成後順次使用開始	
特定施設の使 用時間間隔	断 続	
特定施設の1 日当たりの使 用時間	8時間	
特定施設の使 用の季節的変 動の概要	有り(3~4月、7~8月、11~12月 増加)	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 3.2~3.5 最大 3.0~3.2
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 3,000 最大 3,600
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1,000 最大 1,200
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 100 最大 120
	りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 36 最大 44
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 5.2 最大 6.5

(5) ニーダー(9基:No.27~No.35)

特定施設の種 類	政令別表第1第5号 八湯煮施設	
特定施設の能 力	1回当たり600キログラム処理	
工事の着手予 定年月日	平成18年5月1日から順次	
工事の完成予 定年月日	平成18年12月31日	
使用開始の予 定年月日	完成後順次使用開始	
特定施設の使 用時間間隔	断 続	
特定施設の1 日当たりの使 用時間	8時間	
特定施設の使 用の季節的変 動の概要	有り(3~4月、7~8月、11~12月 増加)	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 3.2~3.5 最大 3.0~3.2
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 3,000 最大 3,600
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1,000 最大 1,200

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 100 最大 120
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 36 最大 44
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 3.6 最大 4.8

(6) サブタンクNo.36

特定施設の種 類	政令別表第1第5号 八湯煮施設	
特定施設の能 力	1回当たり1,500キログラム処理	
工事の着手予定年月日	平成18年5月1日から順次	
工事の完成予定年月日	平成18年12月31日	
使用開始の予定年月日	完成後順次使用開始	
特定施設の使用時間間隔	断 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	有り(3~4月、7~8月、11~12月増加)	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.2~3.5 最大 3.0~3.2
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3,000 最大 3,600
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,000 最大 1,200
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 120
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 36 最大 44
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 4.2 最大 5.6

(7) サブタンク(9基: No.37~No.45)

特定施設の種 類	政令別表第1第5号 八湯煮施設	
特定施設の能 力	1回当たり1,000キログラム処理	
工事の着手予定年月日	平成18年5月1日から順次	
工事の完成予定年月日	平成18年12月31日	
使用開始の予定年月日	完成後順次使用開始	

特定施設の使用時間間隔	断 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	有り(3~4月、7~8月、11~12月増加)	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.2~3.5 最大 3.0~3.2
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3,000 最大 3,600
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,000 最大 1,200
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 120
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 36 最大 44
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 3.9 最大 5.2

(8) サブタンク(2基: No.46、No.47)

特定施設の種 類	政令別表第1第5号 八湯煮施設	
特定施設の能 力	1回当たり800キログラム処理	
工事の着手予定年月日	平成18年5月1日から順次	
工事の完成予定年月日	平成18年12月31日	
使用開始の予定年月日	完成後順次使用開始	
特定施設の使用時間間隔	断 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	有り(3~4月、7~8月、11~12月増加)	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.2~3.5 最大 3.0~3.2
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3,000 最大 3,600
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,000 最大 1,200
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 120
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 36 最大 44

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 3.6 最大 4.8
----------------------------	------------------

(9) サブタンク (12基 : No.48 ~ No.59)

特定施設の種 類	政令別表第1第5号 八湯煮施設	
特定施設の能力	1回当たり500キログラム処理	
工事の着手予定年月日	平成18年5月1日から順次	
工事の完成予定年月日	平成18年12月31日	
使用開始の予定年月日	完成後順次使用開始	
特定施設の使用時間間隔	断 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	有り (3 ~ 4月、7 ~ 8月、11 ~ 12月増加)	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 3.2~3.5 最大 3.0~3.2
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3,000 最大 3,600
	浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,000 最大 1,200
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 120
	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 36 最大 44
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2.4 最大 3.2	

4 汚水等の処理施設に関する事項

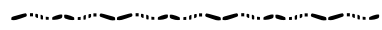
工事の着手予定年月日	平成17年4月1日
工事の完成予定年月日	平成18年3月31日
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
処理施設の種 類	生物処理 + 物理処理 + 化学処理
処理施設の型 式	生物処理 + 物理処理 + 化学処理
処理施設の構 造	鉄筋コンクリート製
処理施設の主要寸法	縦 17メートル 横 88メートル 高さ 10メートル
処理施設の能力	1日当たり490立方メートル処理

汚水等の処理の方式	中和 + 脱窒 + 担体法 + 活性汚泥法 + 凝集沈殿法 + 砂ろ過 + 活性炭吸着		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 3.2~3.5 最大 3.0~3.2	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3,000 最大 3,600	通常 17 最大 25
	浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,000 最大 1,200	通常 10 最大 20
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 120	通常 10 最大 15
	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 36 最大 44	通常 1.0 最大 1.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 410 最大 490	通常 410 最大 490	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 17 最大 25
	浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15
	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 1.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 410 最大 490	

備考 この他に雨水排水口が4ヶ所ある。



○愛媛県告示第1869号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和48年法律第110号。以下「法」という。) 第8条第1項の規定に基づく

特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び今治市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年9月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
日本食研株式会社  
今治市富田新港一丁目3番地  
代表取締役 大沢一彦
- 2 事業場の名称及び所在地  
日本食研株式会社食品研究工場・ハム研究工場  
今治市富田新港一丁目3番地
- 3 特定施設の種類の  
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第2号イ、ロ、ハ、第5号ロ、ハ
- 4 変更しようとする事項の内容  
汚水等の処理の方法並びに排水水の汚染状態及び量の変更
- 5 汚水等の処理施設に関する事項

		変 更 前		変 更 後	
処理施設の主要寸法		縦 12.9メートル 横 43.3メートル 高さ 12.35メートル		縦 17メートル 横 88メートル 高さ 10メートル	
処理施設の能力		1日当たり132立方メートル処理		1日当たり490立方メートル処理	
汚水等の処理の方式		回分式活性汚泥法+凝集沈殿法+活性炭吸着		中和+脱窒+担体法+活性汚泥法+凝集沈殿法+砂ろ過+活性炭吸着	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0	通常 3.2~3.5 最大 3.0~3.2	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 300 最大 800	通常 10 最大 15	通常 3,000 最大 3,600	通常 17 最大 25
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 500	通常 10 最大 20	通常 1,000 最大 1,200	通常 10 最大 20
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 70 最大 100	通常 15 最大 25	通常 100 最大 120	通常 10 最大 15
りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 60 最大 120	通常 0.8 最大 1.0	通常 36 最大 44	通常 1.0 最大 1.5	
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 107 最大 132	通常 107 最大 132	通常 410 最大 490	通常 410 最大 490

- 6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	項目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 15	通常 17 最大 25
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 15 最大 25	通常 10 最大 15
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.8 最大 1.0	通常 1.0 最大 1.5
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 107 最大 132	通常 410 最大 490

備考 この他に雨水排水口が4ヶ所ある。

○愛媛県告示第1870号

弓削町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・土生地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年9月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・土生地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成16年9月8日から10月7日まで
- 3 縦覧場所  
弓削町役場

○愛媛県告示第1871号

小田町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・蔵ヶ谷地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年9月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・蔵ヶ谷地区）計画書の写し
  - (2) 小田町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間  
平成16年9月8日から10月7日まで
- 3 縦覧場所  
小田町役場

○愛媛県告示第1872号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成16年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

（今治地方局管内）

宮窪加入区

（松山地方局管内）

伊予加入区

（八幡浜地方局管内）

長浜加入区

有寿来加入区

（宇和島地方局管内）

下灘第二加入区

○愛媛県告示第1873号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成12年9月愛媛県告示第1311号）による保険に付すべき義務は、平成16年9月6日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成16年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

（今治地方局管内）

宮窪加入区

（松山地方局管内）

伊予加入区

（八幡浜地方局管内）

長浜加入区

有寿来加入区

（宇和島地方局管内）

下灘第二加入区

○愛媛県告示第1874号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成16年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 起業者の名称

西条市

2 事業の種類

西条市一般来庁者駐車場増設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

愛媛県西条市明屋数字四軒丁及び字町口地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

平成16年7月20日に、西条市から申請のあった本件事業に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

起業者は、本件事業の実施年度に必要な工事請負費、用地補償費等の予算を計上及び計上予定しており、本件事業が施行されることは確実と認められる。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業は、現在、西条市の駐車場が、週に4回程度、年度末にはほぼ毎日満車になるという状況にあり、さらには、平成16年11月の2市2町（西条市、東予市、小松町及び丹原町）の合併に伴い、来庁者の増加により50台分の駐車場不足が見込まれるため、それに見合う駐車場を西条市庁舎周辺に増設するものである。

本件事業の完成により、慢性的な駐車場不足が解消されるとともに、新市発足に伴う駐車台数の増加にも対応できることから、一般来庁者の利便性の向上に資することが認められる。

よって、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存在すると認められる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益として周辺環境への影響が考えられるが、本件事業が環境影響評価法（平成9年法律第81号）等による環境影響評価の対象事業となっていないことから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件、経済的条件及び工事施行等の技術的条件による3案の候補地の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、必要最小限に限定されているものと認められる。

エ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる

利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について  
本件事業は、(3)アで述べたように、合併後における一般来庁者の利便性の向上を図るため、早期の駐車場整備が緊急課題となっており、土地を収用する公益上の必要

があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件をすべて充足するものと判断される。

- 5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所  
西条市役所

○愛媛県告示第1875号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	西条久万線	西条市西之川字老野丁217番1から 同字丁215番1まで	旧	メートル 6.0~27.0	キロメートル 0.316	
			新	10.8~38.0	0.316	

○愛媛県告示第1876号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	西条市西之川字老野217番1から 同字217番2まで	平成16年9月7日

○愛媛県告示第1877号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	丹原小松線	周桑郡丹原町大字長野463番2から 同大字2317番1まで	平成16年9月7日

○愛媛県告示第1878号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	波方環状線	越智郡波方町大字波方字高下甲3358番18から 同字甲3347番11まで	平成16年9月7日

## ○愛媛県告示第1879号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年9月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町柳井川字永野4562番1地先から 同町西谷字郷角13390番1地先まで	旧	メートル 5.0～54.6	キロメートル 0.748	
			新	9.6～127.8	0.748	

## ○愛媛県告示第1880号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年9月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町柳井川字永野4573番2から 同字4575番2まで	平成16年9月7日

## ○愛媛県告示第1881号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年9月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	喜多郡長浜町柴甲1582番2地先から 同町柴甲1484番2地先まで	旧	メートル 8.5～19.1 7.9～15.9	キロメートル 0.213 0.205	
			新	11.4～19.2	0.205	

## ○愛媛県告示第1882号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年9月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	喜多郡長浜町柴甲1582番2地先から 同町柴甲1484番2地先まで	平成16年9月7日



## ○愛媛県告示第1883号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	381号	北宇和郡松野町大字藤生1463番4	旧	メートル 15.3~29.5	キロメートル 0.067	
			新	26.3~66.3	0.067	

## ○愛媛県告示第1884号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	381号	北宇和郡松野町大字藤生1463番4	平成16年9月7日

## ○愛媛県告示第1885号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡城辺町緑甲1840番2から 同町緑甲1821番2まで	旧	メートル 6.4~22.0	キロメートル 0.102	
			新	12.4~41.0	0.102	

## ○愛媛県告示第1886号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡城辺町緑甲1840番2から 同町緑甲1821番2まで	平成16年9月7日

## ○愛媛県告示第1887号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年9月7日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
16今局建(開)第6号 平成16年8月19日	越智郡波方町大字樋口字佐郡甲2200番71、甲2200番171及び乙775番8	今治市地堀三丁目6番5号 有限会社 菊川興産 代表取締役 菊川 範一
16今局建(開)第7号 平成16年8月24日	越智郡大西町大字脇甲992番2	今治市東鳥生町一丁目7番43号 森 正一
16松局伊土検(開)第27号 平成16年8月24日	伊予郡松前町大字鶴吉字大町1005番2	伊予市下吾川1514番地2 池内 洋人
16松局建(開)第9号 平成16年8月25日	温泉郡重信町野田二丁目483番1、484番1、486番、487番1、490番1、491番1、492番1、493番、494番、495番、496番1、484番1地先農道及び483番1地先水路	高知県宿毛市宿毛1108番地1 株式会社 田村商事 代表取締役 田村 章